指　　第２４１号

令和３年１月６日

介護サービス事業所等の管理者　様

山形市長　佐藤　孝弘

（公印省略）

**介護サービス事業所等における事故報告について（通知）**

　平素より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、山形市の介護サービス事業所等における事故報告については、平成３０年９月　１９日付け長支第８７４号通知「介護サービス事業所における事故報告について（通知）」においてお示しているところでありますが、事故報告の基準等を一部見直しましたので通知します。各事業所等においては、指導監査課に遺漏なく報告してください。

なお、事故報告については、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる場合は、消費者安全法（平成２１年法律第５０号）に基づき、消費者庁にその旨を通知します。

本通知は、令和３年１月６日から適用することとし、平成３０年９月１９日付け長支第８７４号「介護サービス事業所における事故報告について（通知）」及び平成３１年４月１５日付け指第２号「感染症及び集団食中毒の発生時に係る報告について（通知）」は令和３年１月５日をもって廃止します。

**＜主な報告基準の改正点＞**

⑴　重大事故（事故発生当日に報告を要する事故）について

（改正前）自然災害による建物、施設の損壊（自然災害とは地震、風水害等を指す。

損壊の程度は問わない。）

（改正後）自然災害による人的被害及び建物の損壊等の物的被害（自然災害とは地震、風水害等を指す。負傷の程度及び損壊の程度は問わない。）

⑵　重大事故以外の事故（１週間以内に報告を要する事故）について

（改正前）薬剤等の誤飲等（薬の種類は問わない。服薬介助をしている利用者について、結果的に薬を飲まなかった場合も報告が必要。）

（改正後）薬剤等の誤飲等（利用者の体調に何らかの変化があった場合）

記

**１　事故報告の定義**

　⑴ 重大事故（事故発生当日に報告を要する事故）

①　死亡、重篤状態（事故発生原因は問わない）

※　利用者自身の転倒による死亡等事故を含む。

※　窒息によるものを含む。

※　送迎中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も含む。

※　原因が単なる病気によるものは報告不要。ただし、後日、利用者家族等とのトラブルが発生する恐れのあるものについては、報告が必要。

②　一定程度の後遺障がい、一酸化炭素中毒 （事故発生原因は問わない）

③　 利用者の行方不明（行方不明者届を提出した場合）

④　火災の発生（火災扱いとするかは消防署の判断による）

⑤　自然災害による人的被害及び建物の損壊等の物的被害

　※　自然災害とは地震、風水害等を指す。

　※　負傷の程度及び損壊の程度は問わない。

⑵　重大事故以外の事故（１週間以内に報告を要する事故）

　①　医療上の治療を受けた場合（施設内の医師が治療した場合を含む）

 　　※　利用者自身の転倒による怪我も含む。

 　　※　送迎中の事故により、第三者が負傷した場合も含む。

※　軽微な擦り傷・打撲は原則除くが、利用者やその家族から苦情が寄せられた場合は報告を要する。

※　薬剤等の誤飲等（利用者の体調に何らかの変化があった場合）。

②　死亡等につながれる恐れがある場合

※　物品等（飲食物以外）の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた場合。

※　飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した場合。

※　窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた場合 。

③　自然災害以外による建物損傷（第三者による建物損傷）

④　盗難（職員によるもの、利用者又は利用者家族によるもの、第三者によるもの）

⑤　利用者の離設（行方不明者届を提出せず発見した場合）

⑥　訪問系サービスにおける利用者宅での物損事故等（利用者やその家族から苦情が寄せられた場合に限る）

　⑶　事故報告が不要な事故

①　単なる病気による死亡や重篤状態

②　医療上の治療を受けなかった怪我

**２　報告方法及び期限**

　⑴　重大事故に該当する場合

　　　次の①から②の報告を行うこと。

　　①　事故発生報告（第１報）

　　　・原則、当日（夜間又は休日の場合は、翌日等の開庁日）に電話、ファックス又はＥメールのいずれかにより報告すること。（年末年始、ゴールデンウィーク等の長期間の閉庁日期間内に、事故発生当日に報告を要する事故が発生した場合は、山形市役所守衛室（TEL０２３－６４１－１２１２）に電話連絡すること。）

　　　・ファックス又はＥメールによる報告の場合、重大事故報告用紙の①～⑤の項目を含んでいれば、山形市の様式を用いなくてもよい。

　　②　事故発生報告

　　　・１週間以内に事故報告書により事故発生報告をすること。

　　③　事故処理報告

　　　・事故の対応終了後に事故報告書により事故処理報告をすること。

　　　・期日までの提出が可能な場合、事故発生報告と事故処理報告を兼ねて事故報告書を提出することができる。

　⑵　重大事故以外の事故に該当する場合

　　　次の①及び②の報告を行うこと。

　　①　事故発生報告

　　　・１週間以内に事故報告書により事故発生報告をすること。

　　②　事故処理報告

　　　・事故の対応終了後に事故報告書により事故処理報告をすること。

　　　・期日までの提出が可能な場合、事故発生報告と事故処理報告を兼ねて事故報告書を提出することができる。

**３　消費者事故通知について**

 　 平成２２年９月１日に施行された消費者安全法(平成２１年法律第５０号)において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされております。

介護サービス事業所等において、消費（役務）安全性が欠くことが疑われる事故が発生した場合、消費者庁にその旨通知します。

　⑴　重大事故（事故発生当日に報告を要する事故）のうち通知対象となる事故

１⑴①、②及び④のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われるものについては、消費者庁に通知します。

⑵　重大事故以外の事故（１週間以内に報告を要する事故）のうち通知対象となる事故

１⑵①（うち治療期間３０日以上の負傷・疾病に限る）及び②の事故のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故についても、消費者庁に通知します。

**４　感染症及び集団食中毒の発生時に係る報告について**

　⑴　報告基準

・同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間に２名以上発生した場合。

・同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

* 患者の人数は、同一敷地内のすべての施設を合計して算定する。

　⑵　報告方法

　　　感染者等の人数、症状、対応状況等を指導監査課へ電話で報告するとともに、併せ

て山形市保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。

※　後日、指導監査課へ提出する報告書は、山形市保健所に提出した報告書（山形市保健所が指定する様式）と同一のもので構わない。

**５　報告先**

〒９９０－８５４０

山形市旅篭町２－３－２５

福祉推進部指導監査課　高齢福祉指導係

ＴＥＬ：０２３－６４２－１２１２（内線８６２）

ＦＡＸ：０２３－６２４－８８９２

Ｅ－ｍａｉｌ:fukushikansa@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※　事故報告書をファックスで提出する場合は、個人情報が含まれるため利用者の情報を空欄にしてください。確認後こちらから電話で連絡しますので、その際に事故の詳しい状況と併せて利用者の情報を伺います。

※　これまでＥメールでの提出は不可としていましたが、Ｅメールでの提出も可とします。個人情報が含まれるため、誤送信とならないよう細心の注意を払ってください。

**６　報告対象サービス等**

全ての介護保険サービス（居宅介護支援、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、施設サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援（地域包括支援センター））、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

山形市福祉推進部指導監査課

高齢福祉指導係

023-641-1212（内線862）